

神戸市資源集団回収活動常設保管庫設置助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、資源集団回収活動を実施する団体が地域住民の再生資源の排出の利便性の向上を図るため常設保管庫を設置することについて助成金を交付し、市民の継続的かつ安定的な資源集団回収活動を促進することにより、ごみの減量・資源化の取り組み及び地域の活性化を進め、ひいては循環型社会の実現を図ることを目的とする。

2 助成金の交付等に関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生資源 家庭から発生する不用物のうち、紙・布・缶・瓶その他容易に再生利用ができるものをいう。
- (2) 資源集団回収活動 自治会、婦人会、PTA、老人クラブ、子ども会その他地域住民団体が実施する、再生資源を大量かつ継続的に回収する自主的な活動をいう。
- (3) 拠点回収方式 地域住民が地域内の決められた集積場所に再生資源を排出し、その集積場所で資源集団回収取扱業者が回収する方式をいう。
- (4) 常設保管庫 資源集団回収活動を実施する団体が、常時（土日祝日を含む）、再生資源の排出を行えるよう開設する集積保管庫をいう。

(交付の対象)

第3条 助成金の交付の対象となる団体は、次に掲げる要件に該当する本市内の自治会、婦人会、PTA、老人クラブ、子ども会その他地域住民団体とする。

- (1) 神戸市資源集団回収活動助成金交付要綱（以下「従量制交付要綱」という。）第4条の規定に基づき、神戸市の登録を受けた団体であること。
- (2) 資源集団回収活動実施団体のうち、集合住宅を除く広域エリアにおいて拠点回収方式を行っている団体であること。
- (3) 従量制交付要綱第5条の規定に基づき、本市内において資源集団回収活動による再生資源の回収を取り扱う業者として、市長にその旨を届け出た業者が回収していること。
- (4) 常設保管庫を設置する土地について、適法に使用できること。
- (5) 常設保管庫を安全かつ良好に維持管理すること。
- (6) 設置から3年以上、常設保管庫を使用する計画があること。
- (7) 常設保管庫の設置にあたり、団体内の住民に周知を行うとともに合意を得て、資源集団回収活動の促進

に寄与すること。

(対象保管庫)

第4条 助成の対象とする常設保管庫は、長期使用に耐え、回収した再生資源が天候の影響を受けないものとする。

(対象経費及び助成金の額)

第5条 助成金の額は、予算の範囲内において、常設保管庫の設置に要する費用で20万円を限度とする。

2 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 資源集団回収活動常設保管庫設置助成金交付申請書(様式第1号の1)

(2) 収支予算書(様式第1号の2)

(3) 常設保管庫の設置予定場所の位置図及び写真

(4) 常設保管庫の設置予定場所の使用権及び団体内の設置合意を証する書類

(5) その他市長が必要と認めるもの

2 補助金規則第5条第2項第1号に規定する書類の添付は、同第4項に基づき、これを省略する。

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金規則第6条に基づき助成金の交付決定を行うときは、資源集団回収活動常設保管庫設置助成金交付決定通知書(様式第2号)により申請後2カ月以内に当該申請団体に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項に基づき助成金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、資源集団回収活動常設保管庫設置助成金不交付決定通知書(様式第3号)により当該申請団体に通知するものとする。

(補助事業等の変更等)

第8条 前条第1項の資源集団回収活動常設保管庫設置助成金交付決定通知書を受けた団体(以下「交付決定団体」という。)は、補助金規則第7条第1項第1号に規定する承認を受けようとするときは資源集団回収活動常設保管庫設置助成金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、同第2号に規定する承認を受けようとするときは資源集団回収活動常設保管庫設置中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、それぞれ市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を資源集団回収活動常設保管庫設置助成金交付決定内容変更通知書(様式第6号)

又は資源集団回収活動常設保管庫設置中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、当該交付決定団体に通知するものとする。

（設置完了の報告）

第9条 交付決定団体は、補助金規則第15条に基づき実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を常設保管庫設置完了後、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 資源集団回収活動常設保管庫設置完了報告書（様式第8号の1）
- (2) 収支決算書（様式第8号の2）
- (3) 常設保管庫の設置場所の位置図及び写真

（交付額の確定）

第10条 市長は、前条の報告があった場合は、補助金規則第16条に基づき助成金の交付額の確定を行い、資源集団回収活動常設保管庫設置助成金確定通知書（様式第9号）により、当該交付決定団体に通知するものとする。

（助成金の請求）

第11条 前条の通知を受けた後、助成金の交付を受けようとする団体は、資源集団回収活動常設保管庫設置助成金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求があったときは、市長は速やかに助成金を当該交付決定団体に支払うものとする。

（回収実績及び設置状況の報告）

第12条 交付決定団体は、常設保管庫の供用開始から3年間、資源集団回収活動により回収した再生資源の量を毎年前期（1月から6月までをいう。）分については7月31日までに、後期（7月から12月までをいう。）分については翌年1月31日までに、資源集団回収活動回収実績報告書（様式第11号）により、市長に遅延なく報告しなければならない。ただし、従量制交付要綱第7条の規定に基づき資源集団回収活動助成金交付申請書により市長に申請した場合は、省略することができる。

- 2 交付決定団体は、常設保管庫の設置状況について変更があった場合には、直ちに資源集団回収活動常設保管庫設置状況変更届（様式第12号）を提出しなければならない。
- 3 前項の規定は、第3条の要件に該当する、交付決定団体以外の資源集団回収活動実施団体に常設保管庫を引き継ぐ場合も同様とする。この場合、引継ぎを受けた資源集団回収活動実施団体は交付決定団体の地位を承継するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助金規則第19条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を資源集団回収活動常設保管庫設置助成金交付決定取消通知書（様式第13号）により当該地

域団体等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取消した場合において、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて補助金等を返還させるものとする。

(助成金の交付を受けた団体の役割)

第14条 交付決定団体は、第1条の目的を達成するために、常設保管庫を安全に配慮し善良なる管理者の注意義務をもって良好に維持管理するとともに、地域住民への資源集団回収活動の普及啓発に努めなければならない。

2 神戸市は、常設保管庫の維持管理に関して利用者又は第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(市長の役割)

第15条 市長は、第1条の目的を達成するために、助成金の交付のほか、次の措置を行う。

- (1) 地域住民団体に対する資源集団回収活動の普及啓発
- (2) 資源集団回収活動に対する情報の提供
- (3) 資源集団回収活動の実施団体、関連事業者等との連絡調整
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的達成に必要な事項

(施行細目の委任)

第16条 この要綱の施行に関し必要な細目は、主管課長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年10月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年8月3日から施行する。